



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 19 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課)
- 20 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 21 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 22 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 23 " (")
- 24 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 25 " (")
- 26 道路の区域変更 (道路保全課)
- 27 新道路の供用開始等 (")
- 28 道路の位置の指定の変更 (都市政策課)

○ 訓令

*1 和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)

○ 公告

入札公告 (総合防災課)
平成17年度シーニック・バイウェイHP作成業務コンペティション実施に係る事前説明会の実施 (道路政策課)

告 示

和歌山県告示第19号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関から廃止の届出

指定事業所番号	氏名(法人の場合あっては、申請者の氏名)	住所(法人の場合あっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3000010 0179138	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	宇治田文彦	和歌山県知的障害者更生施設由良あかつき園	日高郡由良町吹井130	短期入所事業	平成18.1.1

和歌山県告示第22号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月26日から平成18年2月23日までの間の60日間、貸金業の業務を停止する(ただし、停止する業務は、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除いたものすべてとする。)ことを、平成17年12月21日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 株式会社アプリコ
- 2 氏名 中野扶美子
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市朝日ヶ丘17番5号
- 4 登録番号 和歌山県知事(4)第01142号
- 5 登録年月日 平成17年11月27日

和歌山県告示第23号

があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有市柔17-5	脇坂整骨院	有田市宮崎町567	平成17.11.30

和歌山県告示第20号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
紀薬1-17	オージョイドラッグ打田薬局	紀の川市打田字天王1363	平成17.11.9
橋薬32-17	調剤薬局ショウワ東家店	橋本市市脇1丁目1番27号岡田屋ビル1階101号	平成17.12.1

和歌山県告示第21号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年12月28日から平成18年2月25日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年12月22日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 イチマス商事
2 氏名 武田美喜枝
3 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市湊1187番地
4 登録番号 和歌山県知事(1)第01362号
5 登録年月日 平成15年6月25日

和歌山県告示第24号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 那賀郡岩出町大字根来字風吹(国有林。次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 解除の理由 廃棄物処理施設用地とするため(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び那賀振興局並びに岩出町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第25号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本449(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 潮害の防備
3 解除の理由 水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに御坊市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第26号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 主要県道
2 路線名 吉備金屋線

Table with 5 columns: 区, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル), 備考. It lists road area changes for specific locations in Yamanashi Prefecture.

和歌山県告示第27号

平成18年和歌山県告示第26号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成18年1月10日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第28号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、昭和49年5月16日付け第765号で指定した道路の位置を次のとおり変更した。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

Table for road specification changes with columns: 変更した道路の指定番号, 指定位置, 申請者住所氏名, 変更年月日, 道幅員(メートル), 延長(メートル).

	変更前	変更後		変更前	変更後	変更前	変更後
756	新宮市新宮字下田 4326番1、 4326番3、 4326番18、 4328番2	新宮市下田2丁目 4326番1、 4326番3、 4326番12の一部、 4326番14の一部、 4326番18、 4326番25、 4326番26の一部、 4328番2、 4329番の一部、 里道	新宮市磐盾8番 1号 濱松史朗	平 成 17. 12. 22	4.00 6.00 4.00 5.00	28.50	30.15 16.35 5.00

訓 令

和歌山県訓令第1号

総 務 部
和歌山県立医科大学

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県立医科大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程(平成8年和歌山県訓令第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規程に」を「規定に」に改める。

第2条第2項中第13号を第14号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 事務局に勤務する庁舎施設等の清掃等の業務に従事する職員(以下「用務職員(大学・本院)」という。)

第2条第3項を次のように改める。

3 この規程において「特例勤務時間職員」とは、職務として従事する業務の特殊性により勤務時間等に特例を必要とする一般勤務に服する職員である附属病院紀北分院に勤務する庁舎の清掃等の業務に従事するものをいう。

第3条第2項を次のように改める。

2 特定勤務時間職員の勤務時間等については、次の表に定めるところによる。

勤務時間	休憩時間	休息時間
休憩時間を除き、午前7時30分から午後4時15分までとする。	午後0時15分から午後1時までとする。	午後0時から午後0時15分まで及び午後4時から午後4時15分までとする。

第4条第1項の表守衛職員(大学・本院)の項の次に次のように加える。

用務職員 (大学・本院)	第1	休憩時間を除き、午前8時から午後4時45分までとする。	午後0時から午後0時45分までとする。	午前11時45分から午後0時まで及び午後4時30分から午後4時45分までとする。
	第2	休憩時間を除き、午前9時から午後5時45分までとする。	午後0時から午後0時45分までとする。	午前11時45分から午後0時まで及び午後5時30分から午後5時45分までとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

公 告

入 札 告 白

津波防災教育センター(仮称)の津波映像シアター等の整備に関する委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度 防災第9号
- (2) 事業名 津波防災教育センター(仮称)の津波映像シアター等の整備に関する委託業務
- (3) 事業場所 和歌山県有田郡広川町大字広671他
- (4) 事業概要 津波の恐ろしさを体感し防災の重要性を認識するための3Dハイビジョン映像の製作及びその3Dハイビジョン映像を効果的に演出する上映システム等の整備

(2) 期間 契約締結日から平成19年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加できる者は、次の(1)に掲げる要件をすべて満たしていること。ただし、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の各構成員が(1)のAからエまでの要件を満たすとともに、共同企業体として、(2)

に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、共同企業体の構成員として参加する者については、別に単独で参加することはできない。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年8月1日制定)又は和歌山県情報システム調達の契約に係る指名停止等措置要領(平成17年8月17日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ウ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体(公団、公社、事業団等)から受注した3D映像及びコンピュータグラフィックスの製作並びにこれらに係る上映システムの整備の業務について、平成13年度以降に1件以上適正に完了した実績を有する者であること。

カ 3Dハイビジョン映像及びコンピュータグラフィックスの製作並びにこれらに係る上映システムを整備する能力を有すると認められる者であること。

(2) 共同企業体の場合に必要となる要件

ア 共同企業体の構成員数が、2者であること。

イ 各構成員が、この入札に関して2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

ウ 一構成員あたりの出資比率が、各構成員がいずれも30%以上であること。

エ 共同企業体の経営形態が、共同施行方式であること。

オ 構成員のいずれかが、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体(公団、公社、事業団等)から受注した3D映像及びコンピュータグラフィックスの製作並びにこれらに係る上映システムの整備の業務について、平成13年度以降に1件以上適正に完了した実績を有する者であること。

カ 3Dハイビジョン映像及びコンピュータグラフィックスの製作並びにこれらに係る上映システムを整備する能力を有すると認められる者であること。

3 入札手続等

(1) 契約事務担当課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
電話 073-441-2271

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成18年1月10日(火)から平成18年2月27日(月)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 (1)に同じ。

(3) 入札に参加しようとする者は、次のとおり設計書、図面、仕様書(以下「設計図書等」という。)を閲覧し、必要に応じて設計図書等のデータの貸与を受けることができる。ただし、貸与を受けた設計図書等のデータについては、入札日までに返却するものとする。

ア 閲覧期間 (2)のAに同じ。

イ 閲覧場所 (1)に同じ。

(4) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 平成18年1月10日(火)から平成18年1月20日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時 平成18年2月28日(火)午後1時30分(郵便による入札の場合の受領期限は、平成18年2月27日(月)午後5時とする。)

イ 場所 〒640-8249 和歌山県和歌山市雑賀町19番地

和歌山県薬剤師会館4階大会議室(郵便による入札の場合の提出場所は和歌山県危機管理局総合防災課)

ウ 入札書の提出方法 持参又は郵送による。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金に関する事項

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

ウ 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの定めるところによる。

(3) 契約保証金に関する事項

ア 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

イ 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの定めるところによる。

(4) 入札の無効 本公告に付した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 財務規則第102条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 手続における交渉の有無 無

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 議会の議決の要否 否

(9) 当該委託業務に直接関連する他の委託業務契約を当該委託業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(11) 入札に関する事及び委託業務の詳細は入札説明書による。

公 告

平成17年度シーニック・バイウェイHP作成業務について、コンペティション方式による委託業者の選定を行うに当たり、コンペティション参加希望者に対する事前説明会を次のとおり実施する。

平成18年1月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 概要

(1) 委託業務名

平成17年度シーニック・バイウェイHP作成業務

(2) 業務内容

県が推進している「紀州あがらのもてなし街道(仮称)～シーニックバイウェイ～」を、県内外の観光客を主なターゲットとし、発信するためのホームページ制作を行う。

(3) 委託に係る予算上限額

3,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 事前説明会開催日時及び場所

日時 平成18年1月16日(月)午後2時から

場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館 502会議室

(5) コンペティションの実施方法

企画書等の提出及び企画書によるプレゼンテーションの実施

ア プレゼンテーションでは、企画書及び見積書の提出、内容説明等を求める。

イ プレゼンテーションの日時及び場所等は、別途通知する。

(6) 契約予定期間

平成18年2月1日から平成18年3月27日まで

2 事前説明会参加の手続に関する事項

(1) 担当部署 和歌山県県土整備部道路局道路政策課計画班

郵便番号 640-8585

所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館4階

電話番号 073-441-3116

ファクシミリ番号 073-441-3107

e-mail kojima_m0007@pref.wakayama.lg.jp

担当者 小島

(2) 事前説明会のための手続

事前説明会へ参加を希望する者は、平成18年1月13日までに担当課に連絡のうえ、事前説明会開催日時に開催場所において、受付を済ませること。

3 事前説明会参加の資格要件に関する事項

事前説明会に参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であることとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税についての滞納がない者であ

ること。

(5) 自治体や民間企業等のHP制作に関して企画制作能力が高く、十分な実績を有している者であること。

(6) 和歌山の実情及び特性に精通している者であること。